

内閣参質二一三第一七号

令和六年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出地方議会におけるウイグルの人権問題にかかる決議や意見書への政府の受け止めに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出地方議会におけるウイグルの人権問題にかかる決議や意見書への政府の受け止めに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の意見書については、鎌倉市議会が、新疆ウイグル自治区を含め、中国における人権状況の改善に向け、我が国政府及び国会による措置を求めるために、我が国政府等に提出した意見であると認識している。

三及び五から七までについて

我が国政府としては、新疆ウイグル自治区における人権状況について、深刻に懸念しており、中国政府に対し、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重及び法の支配が同国においても保障されることが重要であると考えている旨を伝達しつつ、透明性のある説明をするよう働きかけているところである。

御指摘の「抗議」及び「報道」については承知しているが、御指摘の「内政干渉」という用語は必ずしも一義的ではなく、また、お尋ねの「外国政府公館が日本の地方自治体の議会に対して抗議を行うこと」

の個別具体的な内容も明らかではないため、御指摘の「内政干渉」に当たるか否かを一概に述べること及び当該抗議が御指摘の「内政干渉」に当たることを前提としたお尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国政府として、引き続き、御指摘の意見書のような地方公共団体の議会の意見を含め、広く国民の意見等を十分に踏まえながら、引き続き、様々な機会に我が国の考えを中国政府に伝達するとともに、米国を含む関係国と共に、中国政府に対して具体的な行動を強く求めてまいりたい。

四について

お尋ねについては、例えば、参議院議員浜田和幸君提出ウイグル支援に関する質問に対する答弁書（平成二十七年二月二十四日内閣参質一八九第三一号）一についてにおいて、「政府としては、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、かかる観点から、新疆ウイグル自治区における人権状況についても、関心を持って注視している。」と述べたとおりである。